

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和二年四月十七日から同年八月十七日までに奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センターに到着するよう提出してください。

令和二年四月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称（仮称）生駒南複合商業施設
所在地 生駒市小瀬町一〇九番地の二ほか

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗の名称
（変更前）マックスバリュー生駒南店
（変更後）（仮称）生駒南複合商業施設

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名
（変更前）名称 サンコウ不動産
住所 生駒市小瀬町一一五番地の三
代表者 小淵 徹

（変更後）名称 株式会社サンコウ
住所 生駒市小瀬町一一五番地の三
代表者 下淵 徹也

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
（変更前）

名称	住所	代表者の氏名
イオン株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一	岡田 元也

	株式会社やまや		
	宮城県釜石市新浜町一丁目一番一九号		川崎 徹
	株式会社小林新聞舗	大阪府東大阪市小阪本町一丁目七番七号	小崎 正雄
品	株式会社ティーエム食	大和郡山市小泉町九一八番地	小楠 眞

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名
未定		

三 変更年月日

平成三十一年四月二十一日

四 届出年月日

令和二年三月二十六日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和二年四月十七日から同年八月十七日まで。ただし、奈良県の休日を含め定める条例

(平成元年三月奈良県条例第三十二号) 第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで